

平成27年度第1回小牧市国民保護協議会会議録

1. 開催日時 平成27年11月18日（水）午後1時30分～午後1時55分
2. 開催場所 小牧市役所 本庁舎6階 601会議室
3. 出席委員 別紙名簿のとおり
4. 出席事務局員
総務部 総務部次長 伊藤武志
危機管理課長 余語敏彦
危機管理課長補佐兼危機管理係長 大野竜二
危機管理課主事 武藤正寛
危機管理課主事 長屋孔之
5. 傍聴者 1名
6. 会議の内容
 - 1 会長（市長）あいさつ
 - 2 議題
 - （1）小牧市国民保護計画の変更について
 - ア 審議事項 小牧市国民保護計画の一部変更（案）について
 - イ 報告事項 小牧市国民保護計画の軽微な変更について
 - 3 その他
7. 〔配布資料一覧〕
 - 資料1 小牧市国民保護計画の一部変更（案）について
 - 資料2 小牧市国民保護計画の軽微な変更にかかる新旧対照表
 - 参考資料1 平成27年度第1回小牧市国民保護協議会席次表
 - 参考資料2 平成27年度第1回小牧市国民保護協議会出席者名簿
 - 参考資料3 小牧市国民保護計画

【事務局 伊藤次長】

それでは、ただいまから、平成27年度第1回小牧市国民保護協議会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

私は、本日の進行役を務めさせていただきます、小牧市総務部次長の伊藤と申します。よろしくお願いいいたします。本日の会議は、公開会議となっております。公開については、平成18年度、第1回小牧市国民保護協議会において、当協議会の会議公開が承認され、会議の傍聴を許可しておりますのでご承知願います。なお、本日の傍聴人は1名です。

次に、本日の資料について確認をさせていただきます。次第がA4で1枚、資料1が「小牧市国民保護計画の一部変更（案）について」が1部、資料2が「小牧市国民保護計画の軽微な変更にかかる新旧対照表」A4で2枚です。その他参考資料として「席次表」、「委員出欠名簿」がA4で各1枚、「国民保護計画書」1部です。資料が足りない場合は、係員が資料をお持ちしますのでお知らせください。

それでは、ただいまから、会議を開催させていただきます。会議の開会にあたりまして、協議会の会長である山下市長よりごあいさつを申し上げます。

【会長（市長）】

平成27年度第1回小牧市国民保護協議会の開催にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。本日は、委員の皆様方には、大変お忙しい中ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。この協議会の委員の大半の方は、小牧市防災会議委員の職にも就いていただいております、本会議終了後、小牧市防災会議にご出席していただくところであります。

さて、現在の世界情勢はロシア軍によるシリア領内のイスラム国への空爆、北朝鮮の弾道ミサイル発射準備や中国による東シナ海でのガス田開発など不安定なものとなっております。

小牧市国民保護計画では、本市に弾道ミサイル、大規模テロ等による被害が及ぶなどの状況に対応する計画となっております。その際はこの会議の関係機関の皆様との連携が必要となっておりますのでよろしくお願いいたします。

本日ご審議いただくのは、小牧市国民保護計画の変更（案）についてであります。国の基本指針の変更に合わせて、大規模集客施設等における施設滞在者等の避難について変更が必要となりましたので、本日の協議会においてお諮りをするものです。また、昨年度より軽微な変更がありましたので、この機会に併せて報告をさせていただきます。内容については、後ほど事務局より説明がありますが、皆様のご意見を伺い協議をさせていただきます。

委員の皆様方には、どうか忌憚のないご意見をいただきますよう、お願いを申し上げますとともに、年に一度はこうしてお集まりいただきお互いに顔合わせをすることも大切なことと思っております。今後ともこれからの国民保護の推進にご支援とご協力をお願い申し上げます、あいさつといたします。

【事務局 伊藤次長】

ありがとうございました。それでは、議事に入ります。

この協議会の会長は、国民保護法第40条第2項の規定により、市長をもって充てることとなっておりますので、議事の取り回しについては、会長にお願いいたします。

【会長（市長）】

それでは、本日の議題について、議事がスムーズに進行できますよう、ご協力を賜りたいと思います。

では、会議に入りますが、小牧市国民保護協議会条例第4条第2項の規定によりますと、「国民保護協議会は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。」とされています。

委員総数33名のうち、本日ご出席いただきました委員の方は、25名であります。よって、本日の会議は成立いたします。

また、本日欠席の委員の方より、会議の議決権を、会長あて委任する旨の委任状が提出されていますことを報告いたします。

それではお手元の次第に基づき、議事を進めたいと思います。議題（1）小牧市国民保護計画の変更について、「ア 審議事項小牧市国民保護計画の一部変更（案）について」事務局から説明を求めます。

【事務局 余語課長】

それでは、議題（1）小牧市国民保護計画の変更について、「ア 審議事項 小牧市国民保護計画の一部変更（案）について」説明をさせていただきます。

国民保護法第39条第3項の規定によりまして、市町村長は、国民保護計画を作成し又は変更するときは、あらかじめ市国民保護協議会に諮問しなければならないと規定されていますので、諮問書により、ご審議をいただくものでございます。

資料1をお願いします。表紙をはねていただきますと、1ページ目が諮問書でございます。今回、委員の皆様にご審議をいただく内容については、資料1の2ページ「小牧市国民保護計画の一部変更新旧対照表（案）」となります。

変更内容につきましては、基本指針の変更に合わせて「大規模集客施設等に

おける施設滞在者等の避難」について、記載を追加したことによる変更でございます。

それでは、資料1の3ページ「大規模集客施設等における施設滞在者等の避難について」をご覧ください。

多数の人が集合する大規模集客施設及び旅客輸送施設に対する武力攻撃等が行われた場合、多大な被害が発生し、また、その特性から武力攻撃等の標的となることも想定されます。以上のことから、国民の保護に関する基本指針及び愛知県国民保護計画に合わせて、避難住民の誘導の中に大規模集客施設等における施設滞在者等の避難に関する記載を追加し小牧市国民保護計画の一部変更を行うものであります。

また、変更内容につきましては、愛知県尾張県民事務所による事前協議にて「意見なし」と回答を得ておりますことを申し添えます。ご審議をお願いいたします。

【会長（市長）】

ただ今、説明のありました内容につきまして、ご意見、ご質問をいただきたいと思っております。

（質疑応答なし）

ご意見もないようですので、事務局より答申（案）について説明を求めます。

【事務局 余語課長】

それでは、答申（案）についてご説明いたします。

ご審議いただき、お認めいただけました場合、国民保護法第39条第2項第2号の規定によりまして、協議会から市長へ答申することとなります。ただいまお配りいたしました答申書（案）についてもお認めいただきますようお願いいたします。事務局からの説明といたします。

【会長（市長）】

ただ今、説明のありました内容につきまして、ご意見、ご質問をいただきたいと思っております。

【木全委員】

新旧対照表について、(7)に追加がされて、変更前の(7)から(13)が繰り下がって(8)から(14)に記載ということで良いですか。繰り下げと記載しなくて良いですか。

【事務局 余語課長】

そのとおりです。通常新旧対照表を作成するときは、繰り下げとの記載はしておりません。

【落合委員】

十数年前になりますが、アメリカで国際センターのテロがありました。その際に、小牧市で一番被害がでるとされる水源地の対策について真剣に行った経緯があります。柵がありセキュリティがかかっているが、セキュリティが作動してから到着するまでの数分間でテロが行われる可能性があります。実際の危機に対し日頃から気をつけておかなければいけないと思いますが、どうなっていますか。

【事務局 余語課長】

危機管理計画を作成し、各施設の危機管理に対応しております。

【会長（市長）】

ただいまご指摘のありました水源地の安全確保対策につきましては、市長として一度担当部署に確認をさせていただきます。

【清水委員】

大規模集客施設、旅客輸送施設について具体的にどのようなものを指していますか。また、管理者を含め施設の状況を把握しているか、または今後具体的対応を準備する想定での今回の基本的事項の変更ですか。

【事務局 余語課長】

大規模集客施設、旅客輸送施設につきましては、国民保護法での具体的な規定はありませんが、小牧市におきましては、パークアリーナ小牧、市民会館、市民球場、名古屋鉄道などを想定しています。市及び各事業者の国民保護計画に基づいた対策をしていただくことを考えております。

【会長（市長）】

大規模集客施設、旅客輸送施設で具体的に対応していくこととなりますので、事務局でしっかり対応のほどよろしく申し上げます。

その他、ご意見、ご質問をいただきたいと思います。

(質疑応答なし)

意見もないようですのでお諮りいたします。この小牧市国民保護計画の一部

変更（案）及び答申（案）をお認めいただくこととしてご異議ございませんでしょうか。

【委員】

「異議なし」

【会長（市長）】

ご異議なしと認め、当協議会として、この一部変更（案）及び答申（案）を適当なものとして承認することとします。

続いて、議題（１）の「イ 報告事項 小牧市国民保護計画の軽微な変更について」事務局の説明を求めます。

【事務局 余語課長】

資料２をお願いします。小牧市国民保護計画の軽微な変更についてであります。

昨年度の変更時からこれまでに、統計数値及び数値の変更、所管省庁の変更に伴う変更があります。これらにつきましては、軽微な変更として事務局により変更を行ったものでございます。

なお、統計数値の変更につきましては、毎年度統計年鑑の数値は更新されておりますが、本計画においては単独での変更を行わず、他の変更事項があった際に合わせて変更するものとしています。以上、ご報告とさせていただきます。

【会長（市長）】

事務局からの説明が終わりました。ご質問はありますか。

（質疑応答なし）

特に質問もないようですので、よろしければ、次第３「その他」に移ります。事務局をお願いします。

【事務局 余語課長】

それでは、事務局からその他についてご説明いたします。

今回お認めいただいた答申（案）に基づき、ご審議いただいた内容で小牧市国民保護計画を変更することになりますが、今後の流れといたしましては、県に本協議を行いまして、県よりの回答後、議会報告、公表となります。

今後におきましても、計画の変更が生じることがあるかと思いますが、必要に応じて、この国民保護協議会を開催したいと考えていますので、よろしくをお願いします。

【会長（市長）】

委員の皆様、全体を通してご意見、ご質問等があればお願いします。

(質疑応答なし)

それでは、これもちまして本日の審議は終了させていただきます。

円滑な議事進行にご協力いただき誠にありがとうございました。

今後におきましても、国民保護に関連し、いろいろお知恵をお借りすることがあるかと思しますので、引き続き協議会の運営にご協力をいただきますようお願い申し上げます。

午後1時55分 協議会終了